

人事行政の運営等の状況について

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

区分	令和 7 年度
職員数	70 (2)
条例定数	72

（注 1）職員数に特別職、臨時職員などは含みません。

（注 2）（ ）内は短時間再任用職員であり、外書きしています。

(2) 採用及び退職の状況（令和 7 年度）

採用者数			退職者数			
新規採用	新規再任用	合計	自己都合等退職	定年退職	再任用満了	合計
4	0	4	1	0	0	1

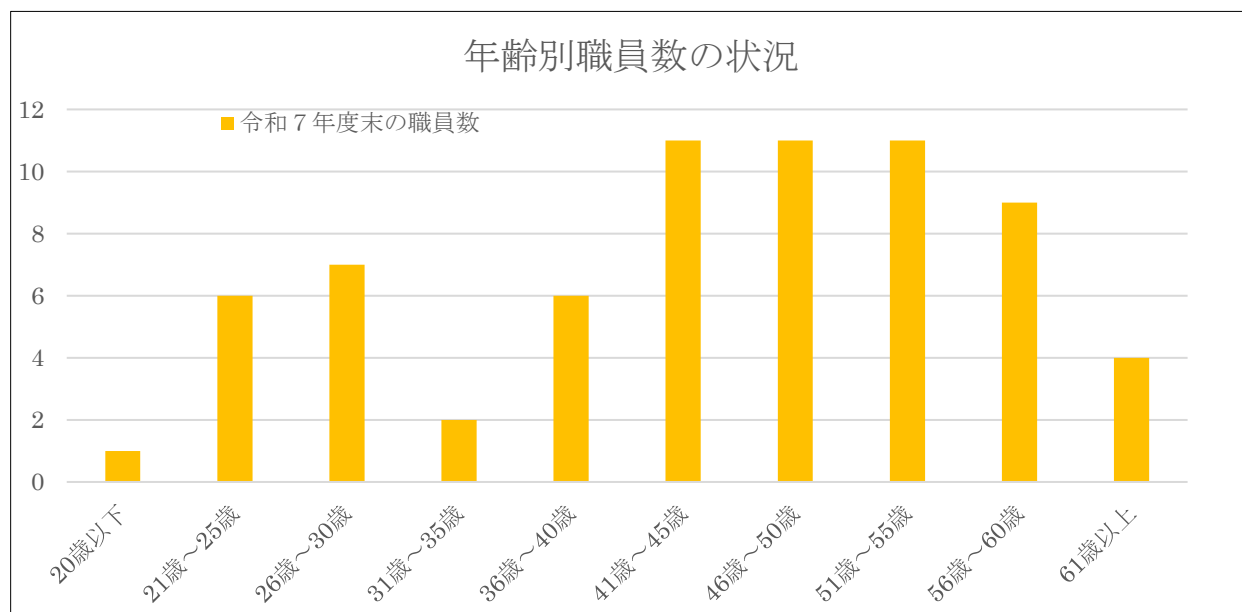
（注）短時間再任用職員を除いています。

(3) 年齢別職員構成（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

区分	20 歳以下	21 歳～25 歳	26 歳～30 歳	31 歳～35 歳	36 歳～40 歳	41 歳～45 歳	46 歳～50 歳	51 歳～55 歳	56 歳～60 歳	61 歳以上	計
職員数	1	6	7	2	6	11	11	11	9	4	68

（注）短時間再任用職員を除いています。



(4) 級別職員数の状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（％）
7 級	局長、技監	2	2.9
6 級	課長、主幹	6	8.8
5 級	課長補佐、副主幹	12	17.6
4 級	係長、上席主任	27	39.7
3 級	主任	7	10.3
2 級	主査	6	8.8
1 級	主事	8	11.8
計		68	100.0

（注 1） 岩手中部水道企業団職員の給与に関する規程に基づく給料表の級区分による職員数です。

（注 2） 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

（注 3） 短時間再任用職員を除いています。

2 人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成 28 年度から人事評価制度が導入されました。

当企業団では「岩手中部水道企業団職員人事評価実施要領」を制定し、職員の職務遂行における勤務成績の評価を統一的に行い、これを職員の能力開発や人材育成に資するとともにその能力を活用することで、組織力の向上につなげています。

また、公正な評価の確保のために評価者、被評価者を対象とした定期的な研修を実施し、適正な評価に向けて取り組んでいます。

3 給与の状況

(1) 職員給与費の状況

令和 7 年度決算

総費用 （千円） A	純損益又は 実質収支 （千円）	職員給与費 （千円） B	総費用に占める 職員給与費比率（％） B / A
6,248,009	△109,147	426,445	6.8

（注 1） 職員給与費は、一般職の基本給、手当（ただし児童手当を除く）、法定福利費（共済組合負担金等）を含めた額です。

（注 2） 収益的支出に計上されている職員 人（うち短時間再任用職員 1 人）の給与により算出しています。

(2) 職員の平均年齢及び平均給料月額状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

平均年齢	平均給料月額（円）	備 考
44.7	336,504	職員数 70 人 （短時間再任用を含む）

(3) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

1人当たり平均支給年額	1,651 千円
支給割合	期末手当 2.525 月分
	勤勉手当 2.125 月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有り

イ 退職手当(令和8年3月31日現在)

区 分	自己都合(月分)	早期・定年(月分)
勤続20年	19.66950	24.586875
勤続25年	28.03950	33.270750
勤続35年	39.75750	47.709000
最高限度額	47.70900	47.709000
定年前早期退職者特例加算額	—	2～45%加算
退職時特別昇給	—	—
1人当たり平均支給額 (令和7年度退職者への支給額)	—	21,477,293

(注) 一人当たり平均支給額は、令和7年度末に退職した職員への支給額です。

ウ 地域手当

支給実績はありませんでした。

エ 特殊勤務手当(令和8年3月31日現在)

区 分		金額など
支給実績(令和7年度決算)		630 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)		42,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和7年度決算)		21 %
手当の種類(手当数)		2種類
手当の名称	支給対象職員	左記職員に対する支給単価
水質検査手当	毒物又は劇物等を取り扱う水質検査業務に従事した職員	月額3,500円
施設維持管理手当	導水、浄水又は送水施設の維持管理業務に従事した職員	

オ 時間外勤務手当(令和8年3月31日現在)

支給実績(令和7年度決算)	14,194 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	229 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（令和8年3月31日現在）

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (令和7年度決算) (千円)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和7年度 決算) (円)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 29,100円～62,800円の範囲で支給	4,394	549,300
扶養手当	① 子 1人につき 11,500円 ② 配偶者 3,500円 ③ その他 6,500円 ④ 16～22歳の子 5,000円加算	6,873	202,132
地域手当	当該地域における民間の賃金水準を基礎に物 価等を考慮して3%～20%の範囲内で支給	0	0
住居手当	貸家・貸間 月額12,000円を超える家賃を支払っている 職員に、負担している家賃の額に応じ、最高 27,000円まで支給	4,571	285,704
通勤手当	①交通機関（電車・バスなど）利用者実費支 給限度額50,000円 ②交通用具（自動車・オートバイなど）利用 者距離に応じ2,300円～25,000円	7,251	113,302
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転 に伴い、単身赴任することとなった職員に支 給	0	0
寒冷地手当	世帯主11,400円（扶養親族のある職員は 19,800円）、その他の職員に8,200円を11月 から3月の各月に支給	5,202	75,388
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給する職員で、週休日または 平日の午前0時から午前5時までのうち、4 時間以上勤務した場合に役職区分に応じ支給	0	0
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他 の地方公共団体から派遣された職員で、住所 又は居所を離れて企業団区域内に滞在する職 員に支給	0	0
武力攻撃災害等 派遣手当	国民の保護のための措置実施のため、国又は 他の地方公共団体から派遣された職員で、住 所又は居所を離れて企業団区域内に滞在する 職員に支給	0	0

キ 特別職の報酬の状況（令和7年度）

区 分		報 酬	
企業長		年額	53,000 円
副企業長		年額	44,000 円
議会議員	議長	年額	37,000 円
	副議長	年額	34,000 円
	議員	年額	32,000 円
監査委員		日額	7,000 円

その他の特別職	月額にあたっては 50,000 円以内、日額にあつては 6,900 円以内で企業長が定める額
---------	--

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和 8 年 3 月 31 日現在）

1 週間の 勤務時間	勤 務 時 間 の 割 振 り		
	始 業	終 業	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午から 1 時間

(2) 休暇・休業制度(令和 8 年 3 月 31 日現在)

ア 有給休暇

休暇の種類	制度の概要	日数
年次休暇	1 年につき最高 20 日 (20 日を限度として翌年に繰り越すことが可能)	1 会計年度につき 20 日
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する場合	療養に必要と認める 期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、産前、産後、交通機関の事故 などの特別な事由	必要と認める期間

イ 無給休暇・休業

種 類	制度の概要	日数
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障 がある配偶者、父母、子等の介護	6 月以内の期間内 において必要と認めら れる期間
介護時間	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障 がある配偶者、父母、子等の介護(時間単位)	3 年以内 (1 日 2 時間以内)
育児休業	子の養育	子が満 3 歳になる日 の前日まで
部分休業	子の養育	子が小学校に就学す る日の前日まで (1 日 2 時間以内また は年 10 日相当)
修学部分休業	大学等課程の履修	2 年以内 (1 週間あたり勤務時 間の 2 分の 1 以内)
自己啓発等 休業	大学等課程の履修又は国際貢献活動	2 年以内／3 年以内
配偶者 同行休業	外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者 と、生活を共にするため	3 年以内

高齢者 部分休業	加齢による諸事情や地域ボランティアの従事等	60 歳以上 (5 分単位で 1 週間あ たりの勤務時間の 2 分の 1 以内)
-------------	-----------------------	---

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分(令和 7 年度)

分限処分は、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行われる処分、公務能率の維持を目的として行われます。

処分には、降任、免職、休職の 3 種類があります。

岩手中部水道企業団では、令和 7 年度の処分はありませんでした。

(2) 懲戒処分(令和 7 年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分であり、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われます。

処分には、戒告、減給、停職、免職の 4 種類があります。

岩手中部水道企業団では、令和 7 年度の処分はありませんでした。

6 サービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況(令和 7 年度)

一人当たり平均取得日数
16.3 日

(2) 病気休暇及び介護休暇の状況

区 分			規 程	のべ人数
病 気 休 暇	公務上の負傷若しくは疾病または通勤による 負傷若しくは疾病		第 28 条第 1 号	0
	結核性疾患		第 28 条第 2 号	0
	上記以外の負傷若しくは疾病	3 月以内	第 28 条第 4 号	19
		6 月以内	第 28 条第 3 号	0
介護休暇			第 30 条	0

(注 1) 規程：岩手中部水道企業団職員就業規程

(注 2) 当該年度において同一のものが複数回にわたって病気休暇を取得した場合は、その数を重複して計上しています。

(3) 育児休業・部分休業の取得状況(令和 7 年度)

区 分	男性職員	女性職員	合 計
令和 7 年度中に新たに育児休業を取得した職員	0	1	1

(4) 職務専念義務免除の状況(令和 7 年度)

区 分	申請件数	許可件数
職務専念義務免除	6	6

(5) 営利企業等の従事許可の状況(令和7年度)

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可	2	2

7 退職管理の状況

退職職員の再就職状況

(単位：人)

過去2年の 退職者	他の官公庁の 職員等	その他の団体 (民間企業等)	自営業	再就職して いない	その他	不明
7	2	1	2	1	0	1

8 職員の研修の状況

岩手中部水道企業団では、日本水道協会、岩手県市町村職員研修協議会やその他各種団体が実施する研修に参加しました。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

岩手県市町村職員共済組合及び岩手県市町村職員健康福利機構に加入し、職員の短期給付（医療関係等）、長期給付（年金関係）、保健（検診関係）事業等の福利厚生事業の実施を行っています。

[厚生制度の状況]

内 容	対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
生活習慣病予防健診	70	70	100

（注）地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況です。

(2) 公務災害補償制度

地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害による負傷、疾病等に対し、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

内容	申請件数	認定件数
公務上の災害による負傷	0	0

(3) 労働安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、産業医、衛生管理者、安全管理者及び安全衛生推進者を選任し、職場における安全と健康の確保に努めています。